

## 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団満寿会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム（以下「事業所」という。）において実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定短期入所療養介護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護の事業は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他のサービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 鶴ヶ島ケアホーム
- (2) 所在地 埼玉県鶴ヶ島市脚折1877番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師 1人以上  
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。
- (3) 看護職員 10人以上  
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。
- (4) 介護職員 20人以上  
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護を行う。
- (5) 支援相談員 2人以上  
支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じ、レクリエーション等の計

画、指導を行う。

- (6) 理学療法士等 2人以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- (7) 管理栄養士 1人  
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員、その他職員 3人  
事務員、その他職員は、事務全般、施設管理等を行う。

(指定短期入所介護等の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 空床利用型（介護老人保健施設の定員108人以内とする。）

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものとする。
- (2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (3) 従業者は、事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族人対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行う。

(利用者料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所療養介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護等が法定代理受領であるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 前項に掲げる利用料のほか、指定短期入所療養介護等の提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 滞在費（1日当たり）

・多床室	505円
・個室	1,370円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (2) 食費（1食当たり） 朝食505円・昼食710円・夕食610円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (3) その他の日常生活費

- ・日用品費（1日当たり） 255円
- ・教養娯楽費（1日当たり） 205円
- ・銀行口座引き落とし手数料 110円
- ・テレビ代 55円

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

（緊急時における対応方法）

第8条 指定短期入所療養介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定短期入所療養介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第9条 指定短期入所療養介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定短期入所療養介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定短期入所療養介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定短期入所療養介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は、鶴ヶ島市とする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第14条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - （1） 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
  - （2） 火気の取扱いに注意すること。
  - （3） けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - （4） その他管理上必要な指示に従うこと。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1） 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- （2） 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団満寿会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成17年10月1日より施行する。
- この規程は、平成19年1月16日より施行する。
- この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- この規程は、平成20年10月17日より施行する。
- この規程は、平成21年1月16日より施行する。
- この規程は、平成21年3月11日より施行する。
- この規程は、平成21年8月12日より施行する。
- この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- この規程は、平成23年5月16日より施行する。
- この規程は、平成26年1月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成27年8月1日より施行する。
- この規程は、平成27年11月1日より施行する。
- この規程は、平成28年10月3日より施行する。

この規程は、平成29年1月1日より施行する。(管理者の変更)  
この規程は、平成30年1月16日より施行する。(管理者の変更)  
この規程は、平成30年3月1日より施行する。(その他の利用料金の追加)  
この規程は、平成30年5月17日より施行する。(利用者負担の額の一部削除及び追加)  
この規程は、平成30年8月1日より施行する。(事業の内容及び利用料等の変更)  
この規程は、平成31年3月1日より施行する。(その他の利用料金の追加)  
この規程は、令和1年10月1日より施行する。(営業日及び営業時間の変更)  
この規程は、令和2年4月1日より施行する。(利用者負担の額の一部変更)  
この規程は、令和6年4月1日より施行する。(虐待防止に関する事項を追加)